

請求に必要なもの

1. 請求に必ず必要なもの

役場 で お 渡 し す る 書 類	① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書
	② 第11回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書
	③ 戦没者等の遺族の現況等についての申立書
	④ 委任状（請求を代理人が行う場合か、請求に関する遺族間の連絡・調整を代理人が行う場合に必要） ※事前に請求する方が記入したものをご持参ください ※ダウンロードできます
そ の 他	① 令和2年4月1日時点の内容の請求者の戸籍抄本 ※令和2年4月1日以降発行のもの
	② 弔慰金受取り用に登録する請求者の印鑑
	③ 窓口に来た方の本人確認ができるもの ※運転免許証、保険証、個人番号カードなど

2. 請求される方の状況によって必要なもの

申請される方によって、その他戸籍や、申請書類等が必要となる場合があります。

必要書類が複雑なため、詳細は受付でご説明します。

受付場所 （内子地区） 内子町役場 内子分庁舎 1 階

（五十崎地区） 内子町役場 本庁舎 2 階（保健福祉課）

（小田地区） 内子町役場 小田支所